

## に要する経費

- 2 検査の器具、資材其の他會場設備費、雑費等に要する経費
- 3 葉養補給及療養指導に要する経費
- 4 其の他検査實施上及保健指導並に保護に要する経費

第四 體力手帳、乳幼児體力検査票等に關する事項

一、新に交付を要する者に對する體力手帳は當省より不日送付するも多少遅延の見込なるを以て豫め含み置かるゝこと。

二、乳幼児體力検査票は地方の實情に依り別紙様式の二(一(一人一回検査に付一枚使用)又は様式の二(一人二回検査迄一枚通用))の何れに依るも可なること。

## 目 次

(昭和十八年)

# 厚生省人口局編の優良多子家庭表彰に關する質疑應答

- 一二、子女何れも心身共に健全なるとの健全の意義及程度如何

一三、天災地變等避くべからざる事由と言ふは如何なる場合なりや具體的説明を求む

一四、天災地變等避くべからざる事由に因り死亡し又は健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合は表彰の對象となるや

一五、戦役事變等に因り死亡し又は健全ならざるに至りたる場合と言ふは如何なる場合なりや

一六、父母及子女の性行善良なること及家庭堅實の條件につき説明を求む

一七、父母及子女中罪を犯したる者ある場合は如何

一八、子女中少年教護法等に該當する者ある場合は如何に取扱ふべきや

一九、該當家庭の調査は現住地、本籍地何れに於て之を行ふや

二〇、六月一日以後に合格或は失格したる場合は如何

二一、次年度以降は如何にされる考へなりや

問 優良多子家庭表彰の目的如何

答 堅實なる家庭を營み多數の子女を健全に育成することは國の基礎を鞏固にし國本の培養に寄與する所でありますから是等の家庭を表彰して兒童愛護精神の昂揚を圖ると共に家族制度の確保並に國運の隆昌に資せんとするのであります

- 1 準則第一條中の被管理者年齢
- 2 同第二條中の検査時期及回數
- 3 同第九條中の乳幼児體力検査票様式
- 4 同第十條中の體力検査結果報告期限

- 5 同附則第二項

一一、死産、流産の場合は如何、生死不明の場合は

問 本表彰の主眼とする所は多子にありや健全なる育

成にあります

答 複雑なる現下の世界情勢に於きましては興亞大業の達成は長期に亘ることを覺悟しなければなりませんが之が爲には人口の増殖を圖り次代國民の健全なる育成に努力して國力發展の基礎を培ふことが緊要であります

本表彰の主眼も多數の子女を生むと共に之をよく育てる所にあります

三

問 優良多子家庭の表彰の效果如何

答 多數の子女を健全に育成した家庭を表彰し其の父母の勞苦を犒ふことに依つて兒童愛護の精神を涵養し欣然國策に協力するの傾向を喚起することが出来ると信じます

四

問 表彰の對象を家庭とし父母を被表彰者と爲したる理由如何

答 出産育児に於ける母親の勞苦は絶大なるものでありますから母親を表彰することは尤もであります。國家は國家の単位であり基礎でありますから家族制度を維持する上から家庭を表彰の單位としたのであります而して堅實なる家庭を營み子女の健全なる育成に努めることは父母共同の責任であります。が殊に多數の子女を立派に養育した父母の勞苦身は國家として之を感謝し犒ふべきであると考へますので父母を被表彰者としたのであります

七

問 表彰の對象を家庭とし父母を被表彰者と爲したる理由如何

答 父母何れか一方が繼父若は繼母の場合は現在父又は母の一人死亡者なるときと同様父母を同じくする満六歳以上の子女十人以上を有すること其他各項の條件に該當するに於ては其の實父若は實母を以て被表彰者とします。父母共に死亡した場合は該家庭は被表彰者があれませんので表彰致しません

六

問 滿六歳以上と爲したる理由如何

答 発育上明確な區劃がある譯ではありませんが児童が満六歳頃になる迄は死亡率も極めて高く此の期間は總死亡の凡そ三分の一を占める状態であります。且此の期間は人間の心身兩面の育成の基礎を爲す大切な時期で兩親の手を煩はすこと最も多大でありますから満六歳を限界として一般兩親に乳幼兒時期の養育を全ふせんことを特に強調せんとしたのであります

八

問 嫁出の子女と爲したる理由如何

答 事實上は勿論法律上も正常なる夫婦親子關係にあるものを以て表彰の對象とするとは當然のことと思ひます

九

に生存せざる場合は如何

答 本表彰に於ては多くの子供を自ら生み自ら育てることの兩方面を兼具することに重きを置きましたので父母を同じくすることを條件としたのであります

五四

當り平均三人位と思はれます。が一般的常識として多子家庭として表彰すべき子女の人数としては十人以上とするのが妥當と考へます

問 自ら育成したることの條件につき説明を求む

答 滿六歳迄の養育を他家に委託するが如きことなく父母の家庭に於て主として父母自ら育成することは極めて重要な意義がありますので之を條件としたのであります

問 従つて乳母の附添ふた場合でも父母の家庭に於て養育された場合は條件に該當するものと認めます

但し養子又は里子の場合は満六歳迄の大部分を實父母自ら之を養育したる場合は之を認めて差支へありません

問 右に該當しない養子又は里子のある場合でも之等を除き條件に該當する子女十人以上を自ら育成した家庭は表彰の對象として差支へありません

一〇

問 死亡したる者無きことの條件は厳格に過ぎざるや生れた子女の一人をも失ふことなく健全に育成することが父母たる者の責務であり又理想でもありますので多少嚴格の感はあります。でも表彰條件の一として此の條件を設けることとしたのであります

一一

問 死産、流産の場合は如何、生死不明の場合は如何死産、流産は此の場合始めから生れなかつたものとして取扱ひます。從つて死者の中に入らないことになります。生死不明の場合は生存者として取扱ふべきものと存じますが失踪宣告を受けたる者並に戸籍

五

問 父母を同じくすることを條件としたる理由如何、父母の何れか一方が繼父母なる場合は如何、父母共

答 我國は歐米各國に比して兒童の數多く大體一家庭

法第百十九條及第二十條の規定に依り認定死亡の取扱ひを受けたる場合は勿論死亡者として取扱ふべきであります

問 子女何れも心身共に健全なることの健全の意義及

程度如何

答 心身共に健全なりや否やは一般社會通念に依つて

判斷すべきものと存じます國民優生法に依る優生手術の對象となるが如き者は勿論健全と認めることができます

軽度の不具、短期間又は輕度の疾病等は健全と看做して差支へありません

一三

問 天災地變等避くべからざる事由と言ふは如何なる場合なりや具體的説明を求む

答 天災地變又は之に準ずる不可抗力に基く場合を指すのであります

問 父母及子女の性行善良なること及家庭堅實の條件につき説明を求む

答 父母及子女何れも性行善良にして世間に非難され  
るが如きことなく家族和合一致して堅實なる家庭を

營むことを指して居ります

一七

問 父母及子女中罪を犯したる者は如何

答 刑の執行猶豫中の者又は體刑を受けた者等は原則として性行善良なる者とは認められませんが中には

車の顛覆、炭坑の落盤等客觀的に見て不可抗力と認められる事由で死亡し又は不具、疾病等になつたことが明かな場合を指して居ります、工場災害等でも自己の過失に出でざること明かなものは避くべからざる事由に該當しますが其の判定は個々の場合社會通念に依り判断するより仕方がありません

一四

問 天災地變等避くべからざる事由に因り死亡し又は表彰の對象となるや

健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合は表彰の對象となるや

一五

答 天災地變等避くべからざる事由に依り死亡し又は健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合は表彰の對象といいたします

一六

問 戰役事變等に因り死亡し又は健全ならざるに至りたる場合と云ふは如何なる場合なりや

答 戰死、戰傷病死し又は戰傷戰病のため不具疾病等に罹つた者であります軍人軍屬を含むのであります

一七

問 父母及子女の性行善良なること及家庭堅實の條件につき説明を求む

答 父母及子女何れも性行善良にして世間に非難され  
るが如きことなく家族和合一致して堅實なる家庭を

營むことを指して居ります

一八

問 六月一日以後に合格或は失格したる場合は如何

答 五月末日現在の調査に於て條件に該當しないものは其の後條件に該當するに至つた場合にも表彰致しません

六月一日以後の失格は其の都度地方長官より厚生大臣宛報告されることになつてゐますから表彰期日迄に報告あつたものに對しては之に依つて表彰しないことになります

一一

問 次年度以降は如何にされる考へなりや

答 豫算等の關係もありますから未だ確定したものではありませんが次年度以降に於ても新に表彰條件に該當するに至る家庭に對し之を繼續表彰致し度いと考へて居ります

## 昭和十八年産米の政府買入價格の引上げ並に補給金交付制度の決定

決戦年度に於ける食糧の國內自給を主眼として昭和十八年度に於ける米穀増産を圖るため、昭和十八年四

問 子女中少年教護法等に該當する者ある場合は如何に取扱ふべきや

答 少年教護院等の入院者は退院後實直なる生活に入りたる者は之を性行善良なる者と認めます

一九

問 該當家庭の調査は現住地、本籍地何れに於て之を行ふや

答 現住地市町村に於て該當家庭に就き之を調査するのであります